別添３（№68 関連）

定員枠調整方式について

１　パブリック・コメントで寄せられた意見の概要

①　全般

定員枠調整方式の方がデメリットが大きいため反対。（他８件）

②　異年齢交流

確かにこの方式では先生との別れは免れますが、他園との交流を行ったとしても、日常生活において他学年がいないという影響はとても大きい。近隣保育所や認証園などとのお散歩や園庭遊びによる異年齢交流を週に何度、必ず行う等の明記が必要です。

③　寂寞感

現在提案されている「定員枠調整方式」で最終的に５歳児だけになってしまうのは、残される子どもたちは寂しい気持ちになると思います。（他３件）

④　兄弟入所

順次、新規受入がなくなることで、兄弟姉妹で別の保育所に通わなくてはならなくなるなど、今後、保育所に入所する児童やその保護者にとっては大きな負担が生じる可能性があります。（他３件）

⑤　転園（スライド）

廃止を知らないで入所した学年が卒園をした後（新規入所者には転園計画を告知をしてある前提で）新年度に全員新しい施設に転園（スライド）する方法であれば、同じクラスの子供達がある程度の人数でまとまって転園となるので、転園先で子供がクラスに馴染めるだろうかという不安も少ないと思われます。（他２件）

⑥　更なる児童減

廃園対象の保育所に通わせたい保護者は少ないと思われるため、定員よりさらに少ない児童で運営することになる懸念がある。（他４件）

⑦　集団生活

保育所での育成の良い面は幅広い年齢層での活動に帰するところが大きいと考えており、縮小していく保育所の児童のみならず、新入園児も幅広い年齢層によるメリットを受けられなくなります。（他２件）

⑧　行事等の規模

在所児童が最後のさくら組のみになることを考えると、年間の催し物（運動会、クリスマス会、卒園式など）も単独で行うようになり、寂しくなってしまうのが問題です。（他２件）

⑨　保育環境

保護者が最も不安視している「移行期間中の保育の実際」や職員配置等が不透明な部分が多すぎる。

⑩　その他

- もし民営化するなら、今の職員をそのまま変えずに移行すれば良いじゃないですか。移行したいなら、子供に負担がかからない様にしてください。
- 定員枠調整方式については、具体例を挙げて示してしてほしい。（他１件）
- 影響を受ける学年の児童全てに周知してから行うのが公平ではないか。
- 過疎化で廃園になる地域でもない、まだ待機児童が残る府中市で定員枠調整方式を選択することは、子どものために得策でない、もっと他に方法があるはずです。
- このように定員枠調整方式の反対意見が出るからといって、安易に直接移管方式に戻すこともして欲しくない。子どものために、子どもにとって１つもマイナスになることがない民営化の実施を期待します。
- 受け入れ停止学年の人数を私立園でカバーしていくとのことですが、数字上でカバーされたとしても、公立の施設が活用されないということは待機児童が慢性化している現状を考えると理解されないと思います。（他１件）

2　市の考え方

①　全般

昨年度のガイドライン（直接移管方式）に関するパブリック・コメントや保護者に対する意見交換会を実施するなかで、保育士等職員の総入替への懸念や市立保育所で卒園するまで保育を希望する旨の意見が多く寄せられたことから、「定員枠調整方式」をお示ししたところです。

今般、当パブリック・コメントにお寄せ頂いた意見を踏まえ、児童の影響に対する更なる配慮策を講じるべく、次のとおり定員枠調整方式の修正を行いました。

修正のポイント（定員枠調整方式（修正後）の基本的な考え方）

②　兄弟入所への対応

新規受入抑制着手後も、地域の保育ニーズや入所児の弟妹入所を考慮し、新規児童の受け入れを継続します。なお、新規受入抑制着手から統合に至るまでの期間において、０歳児クラス定員数は、既存の市立保育所の最低定員（市立朝日保育所）を踏まえ、少なくとも３名以上を確保することとします。

③　転園（スライド）への対応

定員調整着手後、一定期間（※）を経過した後に市立A保育所を廃止し、当該保育所に在所している児童は進級に併せて、近隣の市立B保育所へ移行を行います（統合）。なお、市立B保育所においても移行（統合）の数年前から定員数の調整を行うこととします。※入所時に当該保育所の廃止・統合予定を告知することを原則とします。

④　異年齢交流への対応

上記②の対応により、継続的に異年齢交流を担保します。更に、近隣の保育施設等との交流についても検討を進めます。

⑤　寂寞感への対応

着手後に定員規模が最小化する移行（統合）直前の定員設定においても、過度の小規模化へ配慮します。なお、この際は、寂寞感なく運営されている市内の私立保育園の定員も参考とします。

⑥　更なる児童減への対応

保育所の申請に当たり、利用希望者に対して将来的な見通し（移行予定）を予めお示しすることに努め、将来的なニーズ変化への懸念に対応します。

⑦　集団生活の担保

比較して定員規模が小規模である市内の私立保育園の状況から、上記④及び⑤による懸念は生じないものと考えております。

⑧　行事等縮小への対応

当該修正により大幅な行事等の縮小については一定の対応が図られるものと考えております。また、必要に応じて、関係する市立保育所間での合同実施等についても検討することは可能です。

⑨　保育の変化への懸念

「移行期間中の保育の実際」については、市立保育所として同一の運営主体（職員）が引き続き保育を実施するとともに、新規受入を継続することにより今後も一定規模の集団により保育が可能となります。

また、職員についても、他の市立保育所と同様の配置基準の考え方に沿って、継続的かつ適正に配置してまいります。なお、移行（統合）時においては、一定数の保育士等の職員についても、児童と同時に移行（統合）先に人事異動等の対応を図ることにより保育環境の変化に配慮します。

⑩　その他

統合先については、本方針に定める「基礎的エリア」を基本として、日々の送迎に配慮し中学校学区域などの圏域も含めて検討することとします。

参　考

修正後

取組イメージフロー

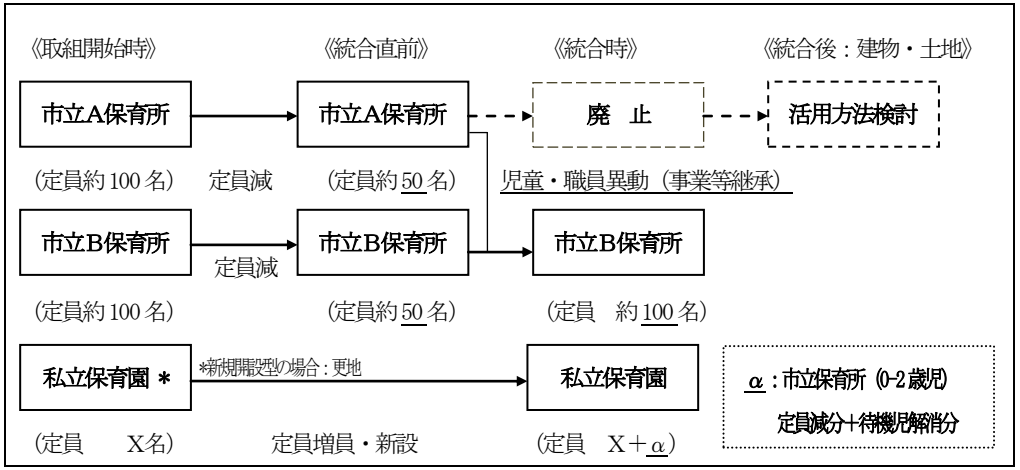

定員推移イメージ　（単位：人）

区分	市立A保育所							市立B保育所						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
着手前年度	8	12	16	24	26	26	112	8	14	18	24	26	28	118
着手後1年目	6	12	16	20	24	26	104	6	14	18	24	26	26	114
着手後2年目	6	10	16	20	20	24	96	6	10	18	24	26	26	110
着手後3年目	6	8	12	20	20	20	86	6	10	12	24	26	26	104
着手後4年目	3	8	8	14	20	20	73	6	10	10	14	26	26	92
着手後5年目	3	6	8	12	14	20	63	6	10	10	14	14	26	80

43人　＋　54人　統合（新1～5歳児）

区分	市立A保育所							市立B保育所						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
着手後6年目	廃止							8	14	18	24	26	28	118

修正前

取組イメージフロー

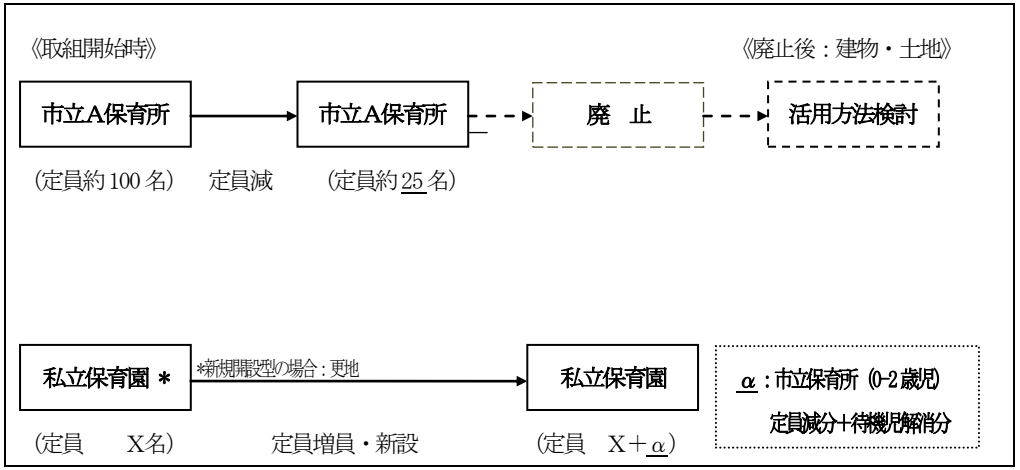

定員推移イメージ　（単位：人）

区分	市立A保育所						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
着手前年度	8	12	16	24	26	26	112
着手後1年目	3	12	16	20	24	26	101
着手後2年目	—	5	16	20	20	24	85
着手後3年目	—	—	12	20	20	20	72
着手後4年目	—	—	—	20	20	20	60
着手後5年目	—	—	—	—	20	20	40
着手後6年目	—	—	—	—	—	20	20
着手後7年目	—	—	—	—	—	—	廃止